

愛媛県動物愛護管理推進計画の主な見直し点について

(※ 改正法の対応を含む事項)

1 計画期間

令和3年度から12年度までの10年間

2 基本方針

「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立のため、動物愛護管理に関する課題に対し、行政及び関係団体等の他、多様な主体が連携し、協働して取り組む必要性を強調。

3 課題への取組

(1) 所有者等の社会的責任の徹底

① 犬又は猫の繁殖防止措置の徹底

適正な飼養管理を行うことができない頭数の飼養は、虐待となるおそれがあるため、不妊去勢手術等の繁殖防止措置を適切に行うことが義務づけられたことを強力に普及啓発する。(※)

② 所有者明示（個体識別）措置の徹底

所有・占有する犬又は猫へのマイクロチップ装着が犬猫販売業者については義務化、一般の飼主についても努力義務とされることを踏まえ、所有者明示措置の啓発・指導の強化を図る。(※)

③ 特定動物の愛玩飼養禁止の周知徹底

愛玩目的での特定動物の飼養又は保管は禁止され、特定動物の交雑種も規制対象に追加されたことの周知徹底を図る。なお、既に飼養許可を得ている者には、終生飼養及び繁殖禁止を指導する。(※)

(2) 事業者の社会的責任の徹底

動物取扱業の適正化

動物取扱業者に対し、新たに追加規定される飼養管理に関する遵守基準、販売する犬猫の日齢制限、購入者への飼い方等の説明及び販売の記録等について、遵守状況を確認し、不備があれば改善指導を徹底する。(※)

(3) 地域における取組

地域の飼主のいない猫対策の強化

ア 飼主のいない猫対策として、セミナー等での地域猫活動の認知度向上や、市町や獣医師会と連携した繁殖防止措置の支援など地域猫活動の更なる普及・推進を図る。

イ 無責任な餌やり行為を防止するため、関係機関が協働し調査・指導等を行う。(※)

(4) 処分頭数減少への取組

① 譲渡適性のある犬猫の返還・譲渡促進

収容される犬猫のうち、譲渡適性のあるものの返還及び譲渡を積極的に進める。

② 動物の引取り制度の適正な運用

周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずる恐れがない場合等、引取りを求める相当の理由がない場合には引取りを拒否できるとされたことから、引取り事由の確認を徹底し、動物の引取り制度を厳格に運用する。
(※)

③ 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり

ア 動物愛護センターにおける譲渡講習会の開催数増加や、センター以外で人が訪れやすい場所でも開催するなど譲渡機会の増加に努める。

イ 動物愛護センターから犬猫を譲り受けた人の体験を公開するとともに、関係機関や動物愛護サポーター等へ情報提供する等、譲渡制度の認知度を高める方策を検討し実施する。

(5) 県民と動物の安全の確保

災害発生時の動物の保護及び逸走防止、市町の災害時対策の促進

ア 防災体験イベントや講習会の拡充及び広報活動の強化を行うとともに、県・市町が実施している防災訓練等において、多くの飼主に同行避難を体験できる機会を提供するよう努める。

イ 市町等と連携し、「ペット受入体制整備マニュアル」を整備、活用し、避難所におけるペットの受入体制の整備を強力に促進する。

4 令和12年度に向けた殺処分頭数減少への数値目標

これまでの「犬猫の引取り頭数」に代えて、「犬猫の殺処分頭数」を新たな数値目標として設定する。なお、目標をできる限り前倒しで達成できるよう努め、5年後を目途に数値を見直す。

○ 犬猫殺処分頭数目標

	推進計画目標（令和12年度）	
	平成30年度実績 → 令和12年度目標頭数	平成30年度比
犬	5 3 9 頭 → 2 7 0 頭	約 5 0 % 減
猫	1 8 8 2 頭 → 9 4 0 頭	約 5 0 % 減